

令和2年度東広島市「広報東広島」及びホームページ広告募集要項

この要項は、東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準、東広島市広告掲載事務取扱要領に基づき、広報紙「広報東広島」及び市公式ホームページに掲載する広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 募集の内容

	広報紙「広報東広島」	市公式ホームページ									
(1) 募集広告枠（先着順）	4 枠／号	1 5 枠／月									
(2) 掲載位置 ※広告主による掲載位置の指定はできない。	「東広島生活情報局」のコーナー最下段。ただし、編集の都合により表紙及び裏表紙を除く他のページに掲載する場合があります。	トップページ下段 ※ページを表示する度に掲載位置が変わる。									
(3) 広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）	1 枠あたり 4 万円／号 2 分の 1 枠あたり 2 万円／号	1 枠あたり 1 万 5 千円／月									
	以下のとおり広告掲載料を割引する。※割引の併用も可 【長期申込割引】 1 回の申し込みにより複数の号又は月に広告を掲載する場合、広告掲載料の合計に、次に掲げる割引率を乗じて得た額を減ずる。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 50%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申し込む号又は月数</th> <th style="text-align: center;">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3～5</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～8</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9～11</td> <td style="text-align: center;">15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> </tbody> </table> 【組み合わせ割引】 1 回の申し込みにより、広報紙及びホームページに同時に広告を掲載する場合、上記広告掲載料の合計から、1 月あたり 3 千円を減ずる。 【学生割引】 本市内に所在する大学に在籍する学生を主な構成員とする団体（営利を目的とするものを除く。）または、本市内に在住し本市外の大学に通学する学生を構成員に含む団体が広告を掲載する場合は、上記広告掲載料の合計に 5 0 % を乗じた額を減ずる。		申し込む号又は月数	割引率	3～5	5%	6～8	10%	9～11	15%	12
申し込む号又は月数	割引率										
3～5	5%										
6～8	10%										
9～11	15%										
12	20%										
(4) 広告掲載期間等	令和2年4月号（4月1日発行）～令和3年3月号（3月1日発行） ・1号単位で申し込むことができる。 ・年度を超えて申し込むことはできない。	令和2年4月～令和3年3月 ・広告を掲載する期間は各月1日から末日までとする。 ・掲載の切り替えは原則として各月1日に行う。 ・年度を超えて申し込むことはできない。									

		い。
【参考】	発行部数：約 93,000 部／月（平成 31 年 4 月号から令和元年 12 月号までの平均） 各戸への配付のほか、小売店等での配布を行う。	トップページページビュー数： 月約 775,901 件／月（平成 31 年 4 月から令和元年 12 月までの平均）
	※発行部数及びアクセス数は毎月変動するため、それぞれの数を保証するものではない。	

2 掲載できる広告

広告原稿、原稿内二次元コード等により誘引するウェブサイト及びバナー広告によりリンクしているウェブサイトの内容が、東広島市広告掲載規則第 4 条、東広島市広告掲載基準第 3 条、第 4 条、第 8 条及び第 9 条に抵触しないもの。

3 申込資格

東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準第 2 条に抵触しない個人事業者又は法人で、東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準及び東広島市広告掲載事務取扱要領を遵守できる者。

4 広告の仕様等

(1) 広告の規格

広 報 紙 「 広 報 東 広 島 」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさ 1 枠 縦 4.5 cm × 横 17 cm 2 分の 1 枠 縦 4.5 cm × 横 8 cm ・ 配 色 4 色刷りカラー可。ただし、不必要に華美な色を使用しないものとする。 ・ 形 式 GIF、JPEG 又は PNG ・ ロ ゴ 広告原稿の左上に、広告を告知するロゴを入れる。 通常ロゴ 広告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦 5mm × 横 8mm ・ ベタ白抜き ・ 文字ゴシック体（MS ゴシック体、新ゴミディアムなど） ・ 文字サイズ 9 ポイント ・ 広告の背景が黒ベタか網掛けの場合のみ反転ロゴを使用する。 反転ロゴ 広告 ・ Adobe Illustrator を使用する場合は以下により作成の上、提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①バージョンは CS4(14)以上とすること。 ②広告原稿データにはアウトラインをかけて EPS 形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外すこと。 ③アウトラインをかける前のデータとアウトラインをかけた後のデータを併せて提出すること。 ・ Adobe Photoshop を使用する場合は以下により作成の上、提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①バージョンは CS4(11.0)以上とすること。 ②広告原稿データは、使用サイズの 100%で解像度 300dpi にすること。 ③レイヤーがある場合は統合して EPS 形式で保存すること。
--	--

市 公 式 ホ ー ム ペ ー ジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさ 縦 60 ピクセル×横 148 ピクセル ・ 形 式 GIF (アニメーション、透過色不可)、JPEG 又は PNG ・ 容 量 8KB 以下 ・ 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン イ アラートマーク (「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの) ウ ラジオボタン (あたかも選択ができるような誤解を与えるもの) エ テキストボックス (あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの) オ プルダウンメニュー (あたかも下に選択肢があるような誤解を与えるもの) カ アニメーション (複数の画像が時間ごとに切り替わるもの) ・ バナー画像のコントラストについて、アクセシビリティを保持するため、次の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> バナーで使用する文字色は、背景色に対して 4.5:1 以上のコントラスト比を保持すること。ただし、18 ポイント以上の文字、又は 14 ポイント以上の太字による文字については、3:1 以上のコントラスト比を保持すること。 なお、ロゴ又はブランド名の一部である文字で、色の変更ができない場合を除く。(JIS X8341-3:2016 達成基準 1.4.3 コントラスト (最低限レベル) の達成基準) ・ 背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。 ・ 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が東広島市の事業であると錯誤するおそれのある表現は使用しない。
---	---

(2) 広告の表現

- ・ 東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準、東広島市広告掲載事務取扱要領及びこの募集要項を遵守してください。
- ・ 広告で使用するフレーズ、デザイン等については、多くの人が閲覧することを踏まえた節度のある内容を心がけてください。
- ・ わかりやすく適正な言葉と文字を用い、誤解や錯誤を起こさせるような表現、不快な感情を与える表現を用いないでください。

(3) 申込者 (広告主) は、広告原稿 (画像データ) を自己の負担により作成し、市が指定する期日までに提出してください。

(4) 原稿は完全原稿で入稿してください。

(5) 提出のあった広告原稿 (画像データ) が適当でないと認めるときは、申込者 (広告主) に対し広告原稿 (画像データ) の修正を求めることがあります。

※原稿提出後のデータ修正は本市では行いませんので、申込者においてデータを修正後、再提出してください。

(6) 広告に用いる画像には代替文字列として、「広告」の文字とともに広告主名を指定します。

5 申込方法等

(1) 申込方法

東広島市「広報東広島」及びホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載し（代表印を押印のこ）、「11 申込み・問合わせ先」に記載する場所へ持参又は郵送してください。

(2) 提出書類

書類	提出
広告掲載申込書（様式第1号）	必須
広告原稿（電子データ及びそれをプリントアウトしたものの両方）	必須
会社又は団体の概要や事業概要の分かるもの （パンフレット、約款、規約、定款、ホームページのURL、事業の企画書、寄付行為等）	必須
東広島市税の滞納のない証明書（申込日の1か月以内のもの）	△ ₁
広告主状況調査等同意書（様式第2号）	△ ₂
現住所が確認できるもの（保険証、免許証等）	△ ₃

△₁…広告掲載申込書（様式第1号）中で同意することによって、書類の提出に代えることができます。

△₂…申込者と広告主が異なる場合のみ必要です。

△₃…本市内に在住し本市外の大学に在籍する学生を構成員に含む団体（営利を目的とするものを除く。）が広告を掲載する場合に、当該学生に係る書類が必要です。

(3) 申込締切

毎月締切日を設けています。なお、広報紙及びホームページを併せて申し込む場合は、広報紙の申込み期限までに申し込みをしてください。

	掲載期間	申込期限
広 報 紙	令和2年4月号～令和3年3月号	令和2年2月12日(水曜日)
	令和2年5月号～令和3年3月号	3月13日(金曜日)
	令和2年6月号～令和3年3月号	4月15日(水曜日)
	令和2年7月号～令和3年3月号	5月15日(金曜日)
	令和2年8月号～令和3年3月号	6月15日(月曜日)
	令和2年9月号～令和3年3月号	7月14日(火曜日)
	令和2年10月号～令和3年3月号	8月11日(火曜日)
	令和2年11月号～令和3年3月号	9月15日(火曜日)
	令和2年12月号～令和3年3月号	10月13日(火曜日)
	令和3年1月号～令和3年3月号	11月13日(金曜日)
	令和3年2月号～令和3年3月号	12月15日(火曜日)
	令和3年3月号	令和3年1月12日(火曜日)
ホ ー ム ペ ー ジ	令和2年4月～令和3年3月	令和2年2月28日(金曜日)
	令和2年5月～令和3年3月	4月1日(水曜日)
	令和2年6月～令和3年3月	5月1日(金曜日)
	令和2年7月～令和3年3月	6月1日(月曜日)
	令和2年8月～令和3年3月	7月1日(水曜日)
	令和2年9月～令和3年3月	7月31日(金曜日)
	令和2年10月～令和3年3月	9月1日(火曜日)
	令和2年11月～令和3年3月	10月1日(木曜日)

令和2年12月～令和3年3月	10月30日(金曜日)
令和3年1月～令和3年3月	12月1日(火曜日)
令和3年2月～令和3年3月	12月28日(月曜日)
令和3年3月	令和3年1月29日(金曜日)

※1号又は1か月単位での申込が可能です。

※募集枠に達した場合は、募集を締め切ることがあります。

※最新の残枠はお問い合わせください。

6 広告掲載の可否の決定

広告原稿の内容等について、東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準、東広島市広告掲載事務取扱要領及びこの募集要項に基づき、掲載又は非掲載の決定を行います。

※広告原稿については、審査の過程で、広告内容やデザイン等の修正を要することがあります。

また、広告原稿、原稿内二次元コード等により誘引するウェブサイトの内容及びバナー広告によりリンクしているウェブサイトの内容が法令又はこの要領等に違反し、その他適当なものではないと認めるときは、その変更を求めることがあります。

7 申込者への通知

広告掲載の可否は東広島市広告掲載決定・非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者全員に通知します。

【掲載までの流れ】

募集・申込受付 ⇒ 資格・広告内容審査 ⇒ 広告審査結果通知
⇒ (掲載決定の場合) ⇒ 承諾書・広告掲載料・広告データ受領 ⇒ 広告掲載

(1) 広告掲載決定・非掲載決定通知書を受領後、同封の広告掲載承諾書（様式第4号）に記名押印、収入印紙を貼付した上、持参又は郵送してください。

(2) 市の発行する納入通知書により、納入通知書に記載されている期日までに広告掲載料を一括前納してください。

※ 広告掲載料の納付が確認できない場合は掲載できません。

(3) 広告原稿を修正する必要がある場合、あらかじめ市と協議の上、指定する日時までに、電子データにて市の指定する場所へ提出してください。

※ 修正後の広告原稿が、審査を受けた広告原稿と著しく相違する場合は、広告掲載決定を取り消す場合があります。

8 広告の内容変更又は取下げ

(1) 広告内容の変更

既に掲載している広告の内容を変更したい場合は、変更したい掲載号又は掲載月の広告掲載申込期限（「5 申込方法等」に定める申込期限）までに、東広島市「広報東広島」及びホームページ掲載広告変更申込書（様式第5号）により申し出てください。この場合、再度審査を行い、東広島市広告掲載決定・非掲載決定通知書（様式第3号）により通知します。

(2) 広告の取下げ

申込者（広告主）は、自己の都合により申込み又は広告掲載を取り下げたい場合、取り下げたい掲載号又は掲載月の広告掲載申込期限（「5 申込方法等」に定める申込期限）までに、東広島市「広報東広島」及びホームページ掲載広告取下げ申出書（様式第6号）により申し出てください。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しません。

9 広告掲載料の還付

東広島市広告掲載事務取扱要領第14条に定めるもののほか、次の理由により本市が市ホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合を除く。）は、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を返還します。1カ月に満たない端数がある場合には、掲載可能日数による日割り、円未満は切り捨てた額とし、利子は付しません。

- ・機器等の保守又は工事を行う場合
- ・天災、事変その他の非常事態が発生した場合

10 その他

- (1) 申込みに際しては、東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準、東広島市広告掲載事務取扱要領及びこの募集要項をご確認ください。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 提出された書類等に個人情報が含まれる場合は、東広島市個人情報保護条例に基づき取り扱います。
- (4) 申込者（広告主）は、広告掲載の権利を譲渡できません。
- (5) 災害等の緊急時、ホームページのトップページを緊急版に切り替える場合があります。この場合、緊急版トップページには広告が表示されませんが、ホームページ閲覧者の操作により通常版トップページを表示することができるため、「9 広告掲載料の還付」は適用しません。

11 申込み・問合わせ先

東広島市政策企画部 広報戦略課 シティプロモーション推進係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話：082-420-0919（直通） FAX：082-422-1395

電子メール：hgh200919@city.higashihiroshima.lg.jp

受付時間：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の8時30分～17時15分

(様式第1号)

東広島市「広報東広島」及びホームページ広告掲載申込書

年 月 日

東広島市長 様

東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準、東広島市広告掲載事務取扱要領及び令和2年度東広島市「広報東広島」及びホームページ広告募集要項を確認のうえ、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1 申込者等

(ふりがな)		
法人名又は商号		
(ふりがな)		
代表者職氏名	印	
所在地又は住所	〒	
連絡先	担当者名	
	TEL	FAX
	E-mail	
同意事項 (3はいずれかに✓)	1. 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。 2. 「東広島市広告掲載規則」「東広島市広告掲載基準」及び「東広島市広告掲載事務取扱要領」を遵守します。 3. <input type="checkbox"/> 市が課税及び納付状況を調査することを承諾します。 <input type="checkbox"/> 滞納のない証明書を提出します。	

2 広告掲載内容等

広告原稿	別紙で提出します。(データを別途提出)
------	---------------------

※広報紙とホームページを同時に申し込む場合、広告掲載料を割り引きします。

	広報紙「広報東広島」	ホームページ
掲載希望枠数	枠	
掲載希望期間	年 月号～ 年 月号	年 月～ 年 月
リンク先ホームページの内容		
リンク先 URL		

※申込者と広告主が異なる場合、広告主は広告主状況調査等同意書(様式第2号)の提出が必要です。

(様式第2号)

東広島市「広報東広島」及びホームページ広告主状況調査等同意書

年 月 日

東広島市長 様

(広告掲載申込者)が 年 月 日付けで申し込んだ広告掲載について、広告の掲載を予定している広告主は、次のことに同意します。

1 広告主

(ふりがな)		
法人名又は商号		
(ふりがな)		
代表者職氏名	印	
所在地又は住所	〒	
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	

2 同意事項 (3はいずれかに✓)

- (1) 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- (2) 「東広島市広告掲載規則」「東広島市広告掲載基準」及び「東広島市広告掲載事務取扱要領」を遵守します。
- (3) 市が課税及び納付状況を調査することを承諾します。
滞納のない証明書を提出します。

(様式第3号)

東広島市「広報東広島」及びホームページ広告掲載決定・非掲載決定通知書

年 月 日

(広告掲載申込者) 様

東 広 島 市 長

東広島市広告掲載事務取扱要領第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1. 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません (非掲載の理由：)	
	広報紙「広報東広島」	ホームページ
2. 掲載枠数等	枠	
3. 掲載期間	年 月号～ 年 月号 (号)	年 月～ 年 月 (か月)
4. 広告原稿		
5. リンク先 URL		
6. 広告掲載料	合計金 円 (消費税及び地方消費税を含む。) 内訳：	
7. 広告掲載料支払期限	年 月 日	
8. 承諾書提出期限	年 月 日	
9. 広告原稿修正	<input type="checkbox"/> 修正を求めます 修正箇所： 提出期限： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 修正は必要ありません。	

(様式第4号)

東広島市「広報東広島」及びホームページ広告掲載承諾書

年 月 日

東広島市長 様

東広島市広告掲載事務取扱要領第8条の規定に基づき、次に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

1 申込者等

(ふりがな)		
法人名又は商号		
(ふりがな)		
代表者職氏名	印	
所在地又は住所	〒	
連絡先	担当者名	
	TEL	FAX
	E-mail	

2 同意事項

- (1) 広告掲載料を市長の指定する期日までに、市の発行する納入通知書により一括前払いします。
- (2) 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- (3) 東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載基準、東広島市広告掲載事務取扱要領を遵守します。
- (4) 東広島市広告掲載事務取扱要領第12条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- (5) 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- (6) 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方の協議の上定めるものとします。

3 広告掲載内容等

	広報紙「広報東広島」	ホームページ
掲載枠数	枠	1 枠
掲載期間	年 月号～ 年 月号	年 月～ 年 月
リンク先ホームページの内容	/	
リンク先 URL		
広告掲載料	合計金	円 (消費税及び地方消費税を含む)

(様式第5号)

東広島市「広報東広島」及びホームページ掲載広告変更申込書

年 月 日

東広島市長 様

年 月 日付けで掲載決定を受けた広告について、次のとおり変更を申し込みます。

1 申込者等

(ふりがな)		
法人名又は商号		
(ふりがな)		
代表者職氏名	印	
所在地又は住所	〒	
連絡先	担当者名	
	TEL	FAX
	E-mail	
同意事項	1. 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。 2. 「東広島市広告掲載規則」「東広島市広告掲載基準」及び「東広島市広告掲載事務取扱要領」を遵守します。	

2 広告掲載内容等

	広報紙「広報東広島」	ホームページ
変更前広告原稿		
変更後広告原稿	別紙で提出します。(データを別途提出)	
リンク先ホームページの内容	/	<input type="checkbox"/> 変更します。 (変更後の内容:) <input type="checkbox"/> 変更しません。
リンク先 URL		<input type="checkbox"/> 変更します。 (変更後 URL:) <input type="checkbox"/> 変更しません。

(様式第 6 号)

東広島市「広報東広島」及びホームページ掲載広告取下げ申出書

年 月 日

東広島市長 様

年 月 日付けで（申込みをした 掲載決定を受けた）広告について、次のとおり取下げます。

1 取下げ申出者

(ふりがな)		
法人名又は商号		
(ふりがな)		
代表者職氏名	印	
所在地又は住所	〒	
連絡先	担当者名	
	TEL	FAX
	E-mail	

2 取下げの内容等

	広報紙「広報東広島」	ホームページ
1. 申込み（掲載決定）期間	年 月号～ 年 月号	年 月～ 年 月
2. 掲載を取り下げる期間	年 月号～ 年 月号	年 月～ 年 月
3. 取下げの理由		

※東広島市広告掲載事務取扱要領第 13 条に基づき、既に納付済みの広告掲載料は返還されません。